

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 令和 4 年11月28日

【中間会計期間】 第11期中(自 令和 4 年 3 月 1 日 至 令和 4 年 8 月31日)

【会社名】 株式会社安芸ゴルフ倶楽部

【英訳名】 AKI GOLF CLUB CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 川 昌 利

【本店の所在の場所】 広島県東広島市河内町入野字大谷側11957番地 6

【電話番号】 082-437-1115

【事務連絡者氏名】 取締役支配人 掛 谷 直 樹

【最寄りの連絡場所】 広島県東広島市河内町入野字大谷側11957番地 6

【電話番号】 082-437-1115

【事務連絡者氏名】 取締役支配人 掛 谷 直 樹

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自 令和2年 3月1日 至 令和2年 8月31日	自 令和3年 3月1日 至 令和3年 8月31日	自 令和4年 3月1日 至 令和4年 8月31日	自 令和2年 3月1日 至 令和3年 2月28日	自 令和3年 3月1日 至 令和4年 2月28日
売上高 (千円)	189,063	216,815	243,835	410,557	437,535
経常利益 (千円)	21,810	32,789	39,783	65,420	60,111
中間(当期)純利益 (千円)	16,781	21,950	26,560	45,521	40,296
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数：普通株式 ：会員権株式 (株)	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000
純資産額 (千円)	419,238	469,929	514,835	447,978	488,275
総資産額 (千円)	1,101,198	1,083,300	1,092,571	1,123,154	1,096,644
1株当たり純資産額 (円)	1,894.39	2,123.44	2,326.35	2,024.25	2,206.34
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	75.83	99.18	120.02	205.70	182.08
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.07	43.38	47.12	39.8	44.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	13,026	965	18,225	57,175	51,102
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,727	5,341	10,136	8,027	3,730
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,162	31,750	14,951	31,605	61,997
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	32,409	29,418	44,056	65,544	50,918
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	15 (42)	15 (43)	16 (41)	15 (42)	15 (40)

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 当社は関連会社がないため持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第11期中間会計期間の期首から適用しており、第11期中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年8月31日現在

従業員数(人)	16(41)
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)は当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 当社は、ゴルフ事業の単一セグメントであるため、当該事業の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありません。なお労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。当社には子会社がなくゴルフ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの業績の状況の記載はしてありません。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限も緩和され、徐々にではありますが経済の正常化に向けた動きが本格化してきました。一方において、オミクロン株による第7波の感染が急拡大しており、予断を許さない状況が続いております。

ゴルフ場業界においては、3密回避レジャーとしてゴルフが認識されたこと、また、若年層によるゴルフ人口の増加により来場者数はおおむね順調に推移し、新型コロナウイルス感染症禍前の水準を超えました。

その結果、売上高は243,835千円と前年同期と比べ27,019千円（12.5%）の増収となりました。販売費及び一般管理費については、来場者数の増加に伴い人件費等が増加しましたが概ね当初の予算内で推移いたしました。結果として営業利益は39,737千円と前年同期と比べ4,900千円（14.1%）の増益、経常利益は39,783千円と前年同期と比べ6,994千円（21.3%）の増益となりました。中間純利益は26,560千円と前年同期と比べ4,610千円（21.0%）の増益となりました。

当中間会計期間末の資産の部は1,092,571千円となり、前事業年度末に比べ4,072千円減少いたしました。これは主に有形固定資産の減少によるものです。負債の部の合計は577,735千円となり、前事業年度末に比べ30,633千円減少いたしました。これは主に前受収益（その他流動負債）、長期借入金の減少によるものです。純資産合計は514,835千円となりました。これは繰越利益剰余金が増加したため、前事業年度末に比べ26,560千円増加いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は44,056千円と前中間会計期間末と比べ14,637千円（49.8%）の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは18,225千円（前年同期は965千円）となりました。これは、税引前中間純利益39,783千円、減価償却費11,860千円、前受収益の減少額21,522千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは10,136千円（前年同期は5,341千円）となりました。これは有形固定資産の取得による支出5,139千円、定期預金の預入による支出3,910千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは14,951千円（前年同期は31,750千円）となりました。これは長期借入金の借入による収入412,340千円、長期借入金の返済による支出420,826千円、リース債務の返済による支出5,880千円等によるものです。なお、長期借入金の借入による収入及び長期借入金の返済による支出には借換が含まれております。

(生産、受注及び販売の状況)

当社の実態に即した内容を記載するため、生産実績に換えて収容実績を記載しております。なお、受注実績につきましては、該当事項はありません。

(1) 収容実績

ホール数 (H)	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)					当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)				
	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
18	180	10,040	14,742	24,782	137.7	183	10,721	16,755	27,476	150.1

(2) 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)		当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
プレイ収入	145,896	17.0	163,204	11.9
レストラン収入	40,145	15.5	47,639	18.7
キャディフィ収入	21	90.0	—	100.0
ショップ売上	8,710	20.9	10,278	18.0
会費収入	20,442	1.5	20,463	0.1
登録料収入	1,600	13.5	2,250	40.6
合計	216,815	14.7	243,835	12.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。中間財務諸表の作成に当たりまして決算日における資産、負債、収益及び費用の数値に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる可能性があります。

中間財務諸表の作成に当たり用いた会計上の見積り及び仮定のうち、繰延税金資産の回収可能性については、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かで判断しております。当該判断は、将来の利益計画に基づく課税所得の十分性等を満たしている場合に、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減する効果を有するものとしております。これらの判断は、将来の利益計画に基づく課税所得等の見積りに依存するため、将来の不確実な経済情勢等の変動によりこの見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

、当中間会計期間の経営成績等の状況の概要は「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」及び「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。前中間会計期間と比べ、売上高は増収(前期比12.5%)、中間純利益も増益(前期比21.0%)となりました。当中間会計期間は、ゴルフが新型コロナウイルス禍における「3密」回避レジャーとして認識されたこと等により若年層の来場者数が増加、また、新型コロナウイルス新規感染者数の減少に伴いゴルフコンペの開催数が増加したことが大きな要因となりました。新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続きその感染拡大状況等に注視し、迅速な対応を図っていきたいと考えております。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として少子高齢化に伴うゴルフ人口の減少があります。これに対処すべく次の取り組みを行ってまいりました。当社は、株主会員2,183名、そのうち稼働会員1,600名となっており、非常に恵まれた環境にあります。この状況を維持すべく、会員制クラブとして更に会員様向けのイベントを充実させてまいりました。また、新たにゴルフを始めた一般ゲストのお客様の集客の取り組みとして、DMの発送、ホームページを活用してまいりました。これらの施策が来場者数確保に貢献したのと考えております。今後も引き続き来場者数確保のための諸施策を行いたいと考えております。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、現金及び現金同等物の中間会計期末残高が44,056千円と前中間会計期末と比べ14,637千円(49.8%)増加いたしました。主な理由は、営業活動によるキャッシュ・フローの増加です。また、当社の施設は建築後33年を経過しており、今後、修理・改修が必要になった場合には、内部資金を利用するほか必要に応じてメインバンクからの借入れもしくはリースで対応したいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間に取得した重要な設備はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000
会員権株式	230,000
計	250,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和4年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	10,000	非上場・非登録	(注)2,3,5
会員権株式	220,000	220,000	同上	(注)1,3,4,5
計	230,000	230,000	—	—

(注) 1 会員権株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 議決権

会員権株式の株主は、株主総会における議決権を有しません。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、会員権株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、会員権株式1株につき10,000円を限度として分配を行います。

(3) 新株引受権等

会員権株式の株主は、当社が株式の分割及び株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引き受け権を有しません。

(4) 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をし、会員権株式の株主に損害を及ぼすおそれがある場合であっても、会員権株式についての種類株主総会を要せずに当該会社の行為は効力を生じるものとします。

普通株式について発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集事項の決定は、会員権株式についての種類株主総会を要せずに行うことができます。

(5) ゴルフ場プレー権

会員権株主権とゴルフ場プレー権は、切り離し不能であります。

(6) 議決権を有しないこととしている理由

会員権株式は、自己資本の充実及び財務体質の強化を目的として発行したものであること。

当社の運営する安芸カントリークラブ(ゴルフ場)の従来のクラブ組織を、任意団体から一般社団法人化することにより、クラブの組織と機能を強化します。これに伴い会員権株式の株主は、従来の任意団体であるクラブ組織ではなく、この一般社団法人となったクラブ組織に社員として加入します。

この一般社団法人定款上、この一般社団法人から当社に対して取締役1名を派遣することとしており、また当社としても、株主であり会員の組織でもあるこの一般社団法人からの社外取締役の派遣については容認しており、これにより会員権株式の株主は、一般社団法人を介して当社の経営を監視し、その資産を保全し、ゴルフ場運営にその総意を反映させることができるようになってきていること。

一般社団法人を介して会員権株式の株主の総意を反映させることにより、経営紛争が絶えず経営が安定しない、株主総会開催費用等の負担が増加するなどといった株主会員制度の問題点をあらかじめ回避できること。以上の理由により、議決権を有しないこととしております。

2 普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に制限のない標準となる株式であります。

3 当社株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を得なければなりません。

4 当社は、会員権株式について、会社法第322条第1項各号所定の事項について種類株主総会の決議を要しないものとしております。

5 当社は単元株制度を採用していません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和4年8月31日	—	230,000	—	10,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	令和4年8月31日現在 発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
堀 川 昌 利	広島県東広島市	5,000	2.26
川 上 智一郎	大阪府茨木市	4,000	1.81
北 島 勝 裕	大阪府大阪市中央区	2,500	1.13
新日本興産株式会社	大阪府茨木市宿久庄4丁目16-7-7	1,853	0.84
殿 畠 政 博	広島県竹原市	1,500	0.68
岩 本 義 明	広島県広島市中区	700	0.32
佐 伯 淑 子	広島県広島市中区	700	0.32
有 重 博 文	広島県東広島市	700	0.32
計		16,953	7.66

(注) 1 堀川昌利が保有している株式5,000株の内2,000株、川上智一郎が保有している株式4,000株の内1,000株、新日本興産株式会社が保有している株式1,853株および岩本義明、佐伯淑子、有重博文がそれぞれ保有している株式700株は、会員権株式であり議決権を有しておりません。

2 上記のほか当社所有の自己株式8,694株(3.78%)(全て会員権株式)があります。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	令和4年8月31日現在 総株主に対する所有 議決権数の割合(%)
堀 川 昌 利	広島県東広島市	3,000	30.00
川 上 智一郎	大阪府茨木市	3,000	30.00
北 島 勝 裕	大阪府大阪市中央区	2,500	25.00
殿 畠 政 博	広島県竹原市	1,500	15.00
計		10,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	会員権株式 211,306 (自己保有株式) 会員権株式 8,694	—	「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の注記に記載して おります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社における 標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	230,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

【自己株式等】

令和4年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式数) 株式会社安芸ゴルフ 倶楽部	広島県東広島市河内町入 野字大谷側11957番地 6	8,694	—	8,694	3.78
計	—	8,694	—	8,694	3.78

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和4年3月1日から令和4年8月31日まで)の中間財務諸表について、公認会計士 浅田勝彦氏により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年2月28日)	当中間会計期間 (令和4年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,939	53,987
未収入金	7,969	11,055
棚卸資産	2,594	2,995
その他	3,629	4,124
貸倒引当金	47	66
流動資産合計	71,086	72,096
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 119,455	1 119,455
減価償却累計額	38,416	40,730
建物（純額）	81,039	78,724
構築物	5,397	8,816
減価償却累計額	4,974	5,258
構築物（純額）	422	3,558
機械及び装置	46,411	46,411
減価償却累計額	41,111	41,981
機械及び装置（純額）	5,300	4,430
車両運搬具	17,729	17,729
減価償却累計額	11,894	12,907
車両運搬具（純額）	5,835	4,822
工具、器具及び備品	20,533	21,153
減価償却累計額	19,693	19,933
工具、器具及び備品（純額）	839	1,220
リース資産	72,347	72,347
減価償却累計額	39,136	44,570
リース資産（純額）	33,211	27,777
土地	1 84,121	1 84,121
コース勘定	1 799,254	1 799,254
有形固定資産合計	1,010,024	1,003,909
無形固定資産	3,573	2,967
投資その他の資産	11,959	13,597
固定資産合計	1,025,557	1,020,474
資産合計	1,096,644	1,092,571

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年2月28日)	当中間会計期間 (令和4年8月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 46,958	1 51,020
リース債務	11,714	11,398
未払金	18,134	14,563
未払法人税等	7,478	13,774
その他	45,919	2 27,523
流動負債合計	130,204	118,279
固定負債		
長期借入金	1 451,347	1 438,799
その他	26,816	20,656
固定負債合計	478,164	459,456
負債合計	608,368	577,735
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	207,793	207,793
資本剰余金合計	207,793	207,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	280,914	307,474
利益剰余金合計	280,914	307,474
自己株式	10,432	10,432
株主資本合計	488,275	514,835
純資産合計	488,275	514,835
負債純資産合計	1,096,644	1,092,571

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)
売上高	216,815	243,835
売上原価	107,617	118,823
売上総利益	109,198	125,012
販売費及び一般管理費	74,360	85,274
営業利益	34,837	39,737
営業外収益	1 2,806	1 4,258
営業外費用	2 4,855	2 4,211
経常利益	32,789	39,783
税引前中間純利益	32,789	39,783
法人税、住民税及び事業税	10,424	13,774
法人税等調整額	414	551
法人税等合計	10,838	13,223
中間純利益	21,950	26,560

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	10,000	207,793	207,793	240,617	240,617	10,432	447,978	447,978
当中間期変動額								
中間純利益				21,950	21,950		21,950	21,950
当中間期変動額合計				21,950	21,950		21,950	21,950
当中間期末残高	10,000	207,793	207,793	262,568	262,568	10,432	469,929	469,929

当中間会計期間(自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	10,000	207,793	207,793	280,914	280,914	10,432	488,275	488,275
当中間期変動額								
中間純利益				26,560	26,560		26,560	26,560
当中間期変動額合計				26,560	26,560		26,560	26,560
当中間期末残高	10,000	207,793	207,793	307,474	307,474	10,432	514,835	514,835

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	32,789	39,783
減価償却費	11,326	11,860
貸倒引当金の増減額（ は減少）	3	19
受取利息	0	0
支払利息	4,823	4,206
売上債権の増減額（ は増加）	492	3,085
棚卸資産の増減額（ は増加）	98	400
その他の資産の増減額（ は増加）	1,066	1,197
未払消費税等の増減額（ は減少）	3,859	1,686
未払金の増減額（ は減少）	1,205	3,582
前受収益の増減額（ は減少）	21,551	21,522
その他の負債の増減額（ は減少）	708	1,440
その他	109	—
小計	21,245	29,207
利息の受取額	0	0
利息の支払額	5,119	3,503
法人税等の支払額	15,161	7,478
営業活動によるキャッシュ・フロー	965	18,225
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,001	3,910
有形固定資産の取得による支出	323	5,139
その他	1,016	1,087
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,341	10,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（ は減少）	2,000	—
長期借入金の借入による収入	20,000	412,340
長期借入金の返済による支出	47,527	420,826
リース債務の返済による支出	5,683	5,880
割賦未払金の支払による支出	539	585
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,750	14,951
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	36,125	6,862
現金及び現金同等物の期首残高	65,544	50,918
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 29,418	1 44,056

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び材料

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～31年
構築物	10年
機械及び装置	3年～15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

プレイ収入、レストラン収入は、顧客のゴルフ場利用又はレストラン利用を履行義務として識別しており、顧客のゴルフ場利用又はレストランを利用した時点で収益を認識しております。

ショップ売上は、物品等の販売を行っており、物品等を顧客に引き渡した時点で顧客が当該物品等に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると識別しており、顧客に物品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として識別しており、当該履行義務は、時の経過とともに充足されるため期間按分により収益を認識しております。

登録料収入は、会員資格を付与することの対価であり、顧客への会員資格の付与を履行義務として識別しており、顧客への会員資格登録手続が完了した時点で収益を認識しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

6 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、この変更による中間財務諸表の損益及び期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和2年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和2年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品会計」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日 内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

当社では、来場者数や売上高が感染拡大前に回復したことから、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微なものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響の程度については不確定要素が多く、将来の実績値に基づく結果がこれらの見積り及び仮定と大幅に異なった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和4年2月28日)	当中間会計期間 (令和4年8月31日)
建物	81,039千円	78,724千円
土地	84,121 "	84,121 "
コース勘定	799,254 "	799,254 "
計	964,415千円	962,100千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和4年2月28日)	当中間会計期間 (令和4年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	39,240千円	39,056千円
長期借入金	377,450 "	361,284 "
計	416,690千円	400,340千円

2 消費税等の取扱い

前事業年度(令和4年2月28日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(令和4年8月31日)

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)
雑収入	2,806千円	4,257千円

2 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)
支払利息	4,823千円	4,206千円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)
有形固定資産	10,721千円	11,254千円
無形固定資産	605千円	605千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	10,000	—	—	10,000
会員権株式	220,000	—	—	220,000
合計	230,000	—	—	230,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
会員権株式	8,694	—	—	8,694

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	10,000	—	—	10,000
会員権株式	220,000	—	—	220,000
合計	230,000	—	—	230,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
会員権株式	8,694	—	—	8,694

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)
現金及び預金	42,931千円	53,987千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	13,512千円	9,931千円
現金及び現金同等物	29,418千円	44,056千円

(リース取引関係)

前事業年度(令和4年2月28日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主としてゴルフ事業におけるゴルフカートであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当中間会計期間(令和4年8月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主としてゴルフ事業におけるゴルフカートであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(令和4年2月28日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,939	56,939	—
(2) 未収入金	7,969	7,969	—
(資産計)	64,909	64,909	—
(1) 1年内返済予定の長期借入金	46,958	46,958	—
(2) 未払金	18,134	18,134	—
(3) リース債務	35,859	35,155	704
(4) 預り金	5,092	5,092	—
(5) 長期借入金	451,347	456,825	5,477
(6) 長期未払金	2,671	2,656	15
(負債計)	560,064	564,821	4,757

リース債務については、1年以内に支払予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 1年内返済予定の長期借入金、(2) 未払金、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務、(5) 長期借入金、(6) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

当中間会計期間(令和4年8月31日)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) リース債務	29,979	29,643	335
(2) 長期借入金	438,799	435,120	3,678
(3) 長期未払金	2,074	2,078	3
(負債計)	470,854	466,842	4,011

リース債務については、1年以内に支払予定のリース債務を含めております。

(注) 現金及び預金、未収入金、1年内返済予定の長期借入金、未払金、預り金は、現金であること及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（令和4年8月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（令和4年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	29,643	—	29,643
長期借入金	—	435,120	—	435,120
長期未払金	—	2,078	—	2,078
負債計	—	466,842	—	466,842

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務、長期借入金、長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度（令和4年2月28日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和4年8月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	400,340	361,284	注	—

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品関係」に記載の長期借入金の時価に含めて記載しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)

(単位:千円)

	一時点で移転される財 及びサービス	一定期間にわたり移転 される財及びサービス	顧客との契約から 生じる収益	外部顧客への売上高
プレイ収入	163,204	—	163,204	163,204
レストラン収入	47,639	—	47,639	47,639
ショップ売上	10,278	—	10,278	10,278
会費収入	—	20,463	20,463	20,463
登録料収入	2,250	—	2,250	2,250
合計	223,372	20,463	243,835	243,835

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高

	当中間会計期間(千円)
契約負債(期首残高)	28,996
契約負債(中間期末残高)	7,473

契約負債は、会員より会員資格に基づく年会費を一括徴収した年会費収入の前受金です。年会費収入は、一年間(11月1日から10月31日)にわたって履行義務が充足するものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度(月単位)に基づき収益を認識し、前受金は収益の認識に伴い取り崩されます。従って、期首の契約負債の残高及び事業年度開始後に一括徴収した年会費収入のうち当中間会計期間に対応する金額が収益と認識され、残りは中間会計期間末の契約負債残高となり、下半期の収益認識に伴い取り崩されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はゴルフ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和4年2月28日)	当中間会計期間 (令和4年8月31日)
(1) 1株当たり純資産額	2,206円34銭	2,326円35銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	488,275	514,835
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	488,275	514,835
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式(普通株式と 同様の株式を含む)の数 (株)	221,306	221,306
(1) 中間期末(期末)の普通株式数 (株)	10,000	10,000
(2) 中間期末(期末)の会員権株式数 (株)	211,306	211,306

項目	前中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和4年3月1日 至 令和4年8月31日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	99円18銭	120円02銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	21,950	26,560
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	21,950	26,560
普通株式(普通株式と同様の株式を含む) の期中平均株式数(株)	221,306	221,306
(1) 普通株式の期中平均株式数(株)	10,000	10,000
(2) 会員権株式の期中平均株式数(株)	211,306	211,306

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額について潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社の発行している会員権株式は、普通株式より配当請求権が優先的ではないが、残余財産分配請求権は普通株式より優先的な株式であるため、普通株式と同様の株式として取り扱っております。
すなわち、1株当たり純資産額の算定にあたっては、会員権株式の中間期末(期末)発行済株式数を普通株式の中間期末(期末)発行済株式数に加算し、1株当たり中間純利益の算定にあたっては、会員権株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に加算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第10期(自 令和 3 年 3 月 1 日 至 令和 4 年 2 月28日)

令和 4 年 5 月30日 中国財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月25日

株式会社安芸ゴルフ倶楽部

取締役会 御中

小西・浅田公認会計士共同事務所

広島県福山市

公認会計士 浅田 勝彦

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社安芸ゴルフ倶楽部の令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第11期事業年度の中間会計期間（令和4年3月1日から令和4年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社安芸ゴルフ倶楽部の令和4年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年3月1日から令和4年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。